

平成23年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成23年9月28日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成23年9月28日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(18名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
4番 新山 玄雄君	5番 平野 和生君
6番 魚原 満晴君	7番 今元 直寛君
8番 広田 清晴君	9番 安本 貞敏君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員(1名)

3番 神岡 光人君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 村田 雅典君	議事課長 中尾 豊樹君
書記 中村 和江君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	相川 實君
副町長	岡村 春雄君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	石原 得博君		
総務部長	星出 明君	産業建設部長	嶋元 則昭君
健康福祉部長	西村 利雄君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	西本 芳隆君	大島総合支所長	北杉 憲昌君
東和総合支所長	木村 順一君	橘総合支所長	東原 平典君
会計管理者兼会計課長			岡本 洋治君
教育次長	中野 守雄君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	奈良元正昭君	財政課長	中村 満男君
契約管理課長	藤山 忠君		

午前 9 時 28 分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。9月16日の本会議に続き、お疲れさまです。

これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第 1 . 一般質問

議長（荒川 政義君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告が 4 名でありますので、通告順に質問を許します。

8 番、広田清晴議員。

議員（8 番 広田 清晴君） おはようございます。今回の一般質問、1 つは指名審査会について、そして 2 番が介護保険について、3 番、4 番が県の対応に対して抗議の意味を込めて通告しております。そして、5 番、住宅用太陽光発電の推進について、6 番、原発についてということですが、事前に届け出たように 2 番の介護保険については、時間的問題もありますし、次期以降の一般質問にゆだねたいというふうに思い、取り下げさせていただきました。

それでは、まず 1 項、通知しております指名審査会についてという項で、2 項通知しております。一つは、指名審査会が行う指名の範囲について、基準にアンバランスがあるのではないかとという点であります。一つは、仕事によっては、例えば地元業者の育成ということを目にとりながら、もう一方では、実績はないということで、指名基準があいまいではないかということでもあります。その中で、今回、提起しておるのは、いわゆる町が入札を行った舗装部分について取り上げ通告しております。

実際的に、ほとんどが金額的に議会にはかからない範囲ではありますが、実は調べてみますと、平成22年1月29日、2件舗装工事が行われております。それで、2月3日が1件ということで、3件出ております。これがいつも6社で行われておるとというのが実態ではないかと、その当時の実態ではないかということで。椎木町長は決して入札率が高いことだけが、そのことをもって競争性が発揮されていないということではないんだということを常々本会議で答弁をしております。しかし、私はそれは、その当時皆調べてみたわけですが、これが抜きん出ているという状況であります。ですから、1回目の答弁の中に入っていないんですが、2回目以降で答弁を求めておきたいというふうに思います。

2点目、これが入札に関して一部業者の策動により好ましくない状況がある、私に法令に違反しているんじゃないかという訴えは実際出されております。それで、具体的内容をもとに質問をするということで、この点では関係者が一般的にいわれるテープ起こしを私のほうに届けて、検討してみてくださいと、決してこれは嘘ではないんだということで出されました。それで、そのことをもとに、実際出てくる事業について具体的に質問します。この点では、昨日までかかって契約管理課長のほうには通告しております。2回目以降の答弁になろうかというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

次に、県の高料金対策についてであります。もともと過去の企業団の実際的な経緯から見ると、私はあくまで県主導で行った事業ではないかという考え方をしております。特に、いわゆる企業用水部分が当然あったやに私自身調べております。その中で、今回県が、いわゆる高料金対策はもう終わりなんだということを事前に言って、議会もそれではだめだということで、私は議会の意思として上げていったというふうに考えております。その中で、きちっとした、やっぱり県が責任を持った高料金対策、これはあくまで県の施策とあきらめるのではなしに、きちっと申し入れが必要ではないかというふうに考えておりますので、ぜひその方向で対応を求めるものであります。

それと、沖浦地区戸田のパラペットであります。これも、もう議会内だけで3度、議会外でも要求しておりますが、実際的には、いわゆる県に対して町がどういうスタンスで改善要望を出すか、このことによって、基本的には私は決まってくると、県もやる気になるかやる気にならないかはざまだというふうに考えております。そういう中で、実際的に改めて計画を問うのではなしに、町としてこれをぜひやってくれちゅう要求がきちっと出されているんかどうか私は危惧しちよるし、そういう出され方をして県がやろうとしないのか、そこで雲泥の差がありますから、改めて聞いちょきたいというふうに思います。

次に、住宅用太陽光発電、いわゆる本庁舎部分については、補正予算で出されました。実際的には町がやる部分として、で、調べてみますと、やっぱり国の補助、それと町の補助を足してみ

ても、実際的にはかなり低い補助率だということが歴然としております。県内を見ても、実際的には3万円のところがあり、1万円のところがあるという状況であります。ですから、私は現実には自然エネルギー転換というなら、やっぱりそういう国に対して補助率のかさ上げと、それともう一つは、町自身が、いわゆる独自補助を強めてでも推進していく必要があるんじゃないか。今回は太陽光発電だけを言っておりますが、やっぱりあらゆる分野のエネルギー、自然エネルギー、今かなり国としても広げようという立場であります。ですから、ぜひこの際、国に対しての要望、そして町自身のいわゆる補助のかさ上げ、これぜひとも実現する方向が望ましいんじゃないかということで通告しております。ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、原発についてであります。6月議会当時は、いわゆる想定外とか、安全について、安全神話が崩壊したかどうかの議論でありましたが、その後、やっぱりマスコミ等がこの原発の安全性についてかなりリアルに報道しだしたというのが、この半年あまりの動きじゃないかというふうに思います。そういう中で、今現在の町長の認識、いわゆる原発の安全性が果たして確立していると思うのか、思わないのか、この点について答弁を求めていきたいというふうに思います。

それと、原発の2項目として、議会議員全員一致で採択した意見書決議、これがやっぱり国のエネルギー政策に対する、私たちの、議会としての考え方だったというふうに思います。そういう中で、そういう決議の重みについて、椎木町長はどのように考えるのかという点を、ぜひ答弁を求めたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） それでは、広田清晴議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目の指名審査会の問題についてでございますが、指名の範囲について、基準にアンバランスがみられるという御質問でございますが、指名審査会は、担当課から提出された工事概要書から、工事の内容、そして地域性、そして施工実績、または完成工事高等を勘案して、指名候補の中から業者選定をしているのが現状でございます。

対象業者が多い場合、施行実績のない業者や完成工事高の低い業者が指名から漏れるという可能性があったとは思いますが、水道施設など対象事業者が少ない工事においては、施工実績等のない町内業者を指名しているのも事実でございます。

工事の規模等を考慮する必要はありますが、地元業者育成の観点から、できるだけ指名範囲の拡大をするようにと考えておるところでございます。

2点目でございますが、今非常に概略的なお話だったので、具体的にはまだよくわかっていないわけでございますが、例えば今テープ起こしがあるというようなことがありましたが、中身はわかりませんので断定的に言えませんが、そのような通報があった場合には、例えば談合的なも

のであれば「談合情報対応マニュアル」に沿って処理を進めていくことになります。

談合情報対応マニュアルでは、入札の前の情報、そして入札後契約前の情報、そして契約締結後というように、その段階、段階で対応方法が異なっております。御質問の場合、想定なのですが、工事完了後に通報があったというふうに私たちは受け、先般からの情報ではそういうふうにお聞きしておるわけですが、工事完了後に通報があった場合についての対応ですが、通報者の住所、氏名、職業、連絡方法などの通報者の確認、そして工事名、そして今言われた不適切であるということの内容、また情報源等、情報内容の確認を行わなければならないと思っております。事実確認により情報が確実であるという場合でも、談合マニュアルは工事完了後の規定を設けていないわけですが、その今の情報が明らかになったその時点で、例えば公正取引委員会とか、または県などと協議をしながら対応していくことになると考えております。非常に具体性のない話だったので、またそのことにつきましては、具体的な質問が出たらお答えをしたいと思っております。

介護保険につきましては、また別の機会にということでしたので、県の水道高料金対策の中止に対応するよう求めるという御質問でございました。

水道事業の高料金対策補助費の補助金につきましては、昭和57年に当時の1市9町で、柳井地域広域水道企業団を設立し、弥栄ダムからの遠距離導水事業を実施いたしました。平成12年8月より給水が開始され、安定供給をすることができるようになりました。

しかしながら、590億円ぐらいですか、膨大な事業費のために、企業団の設立当初から末端の受水費がかなり高額になるということも、既に予想されておりました。そのために、県に対しまして財政的な援助を申し入れた結果、県内の水道料金格差を是正し県民生活の安定を図ることを目的に、平成14年度から平成23年度までの10年間で、約15億円の助成を受けるとの約束をいただきまして、現在周防大島町としては、年間約5,000万円余りの助成を受けておるわけですが、旧町時代を含めると、平成23年度末で約5億2,000万円の補助金を受け取るということになっておるところでございます。

県の基本方針は、平成24年度以降、用水供給事業分（企業団が行う事業分のうちの町負担割合分）については廃止をし、末端水道事業分、要するに市・町が行う事業分につきましては、できるかどうかを含めてゼロから再検討をするという方針ですが、先般8月30日、県議会開催中に、県知事、県議会議長に対しまして、「柳井地域広域水道事業にかかる水道料金安定に関する要望書」を、1市4町の首長で直接提出してまいったところでございます。

また、県とも事務レベルにおきましては、24年度以降の補助制度を見直して、実質的に現在の用水供給事業と末端水道事業分を合わせた補助額を目標にした新しい高料金対策補助制度を提案し、来年度以降の支援が継続できるように協議を重ねているところでございます。周防大島町

にとりまして5,000万円が補助されないということになりますと、合併後、3年ごとに水道料金の改定を行っている中で、大幅に値上げ改定をすることは不可能とも思われます。また、一般会計からの繰り入れとなれば、町全体の財政にも大きな影響を及ぼすことになります。

いずれにいたしましても、料金も県内でも一番高い位置にありますし、また町の一般会計からの繰り入れにつきましても、基準繰入以外に相当大きな繰り入れを行っておるわけですので、これ以上、いずれのほうを取るにしても、非常に困難であるというふうに思っておるところでございます。

県に対しましては、24年度以降も補助を継続してもらえよう、関係2市4町で協力し、引き続き要望してまいりたいと考えております。

沖浦地区戸田のパラペットの改修についての御質問をいただいております。

戸田地区のパラペットの改修については、平成19年の第2回定例会、20年の第3回定例会におきましても、同様の御質問を受けております。

山口県は、主たる海岸においての津波などの対策もあわせた調査を昨年度終了し、今後は町内全域で緊急度、重要度などを考慮しながら、非常に詳細な設計に入る予定と聞いております。しかし、3月の東北地震により、想定地震や津波の高さなどの見直しも考えられるというふうに思うわけございまして、今後、国の基準の見直しの結果を踏まえて検討していく予定というふうにも聞いております。

なお、クラックなどの部分的な補修につきましては、現地を十分調査して、必要箇所の予算確保に努めてまいりたいという報告もいただいております。

パラペットの改修につきましては、町のほうからも今後とも引き続き要望はしてまいりたいと思っておるところでございます。

住宅用太陽光発電の推進についての御質問をいただきました。

住宅用太陽光発電の推進につきましては、平成20年度に国の補助制度が導入されたことに伴いまして、本町におきましても地球温暖化対策の一環として平成21年8月から住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付制度を新たに設けたところであります。

補助金額につきましては、対象システムの最大出力1キロワット当たり1万円とし、上限10キロワット未満といたしております。

県内市町における平成23年度補助制度の状況につきましては、本町を含め10市町で実施をされており、上限額に違いはありますが、補助金額は1キロワット当たり1万円が5市町、2万円が1市、3万5,000円が4市町となっており、このうち2市が平成23年度より1キロワット当たりの補助金額及び上限額を減額いたしております。

なお、国の補助金額につきましては、平成20年度から平成22年度までは1キロワット当た

り7万円で、平成23年度は1キロワット当たり4万8,000円に減額されております。

また、県におきましては、太陽光発電・太陽熱利用システムや省エネ・グリーン化製品を複合的に導入する場合の平成23年度までの補助制度及び住宅用太陽光発電システム整備資金の融資制度が設けられておるところであります。

本町の補助金交付の実績につきましては、平成21年度が7件、27万1,000円、平成22年度が25件、103万2,000円、平成23年度が8月末現在で11件、46万8,000円となっております。

平成22年度実績は、購入電力単価の引き上げもあり、住宅用太陽光発電システムの設置が大幅に増加いたしました。発電効率など立地条件としてどこでも設置可能というわけではなくて、また設置費用も相当高額でありまして、国の補助金や購入電力単価の減額の影響により、今後の設置推移は不透明な状況にあります。

地球温暖化対策や省エネ対策の一環として、自然エネルギーである太陽光発電は必要かつ有効であり、今後とも住宅用太陽光発電を推進するため、本町の補助制度は継続してまいりたいと考えておりますが、補助金額の引き上げにつきましては、国・県のエネルギー政策や補助制度及び今後の申請状況、またこれらの動向を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

現状の科学では安全性が確立されていないと考える原発に対する認識についてという御質問をいただきました。

この9月15日、福島第一原発事故を受けまして、国連が原子力安全に関する報告書を公表したという情報があります。この報告書は、国際原子力機関 IAEA といいますが、これなどの16の国連機関による調査結果をまとめたもので、どんな形態の事故が起きる可能性があるかについての想定が甘すぎたと指摘しております。

また、経済産業省原子力安全・保安院の院長は、現実味のある備えをする危機管理の取り組みが甘かったとインタビューで答えております。

原子力は核物理学という科学に立脚しており、原発の最大の課題である安全性に関して実証可能な理論が提示されなければならないというふうに思っておりますが、日本の原発の安全性はシビアアクシデントといわれる設計基準を大幅に超える事故 炉心溶融などの過酷事故ですが、これがなかったという事実だけを根拠にしていたに過ぎず、甘いと言われても仕方がない状況にあります。原子力施設等でシビアアクシデントが起きる確率と、どんな事象が原因となり、その事態に進展させるのかを分析し、最悪の状況であるシビアアクシデントから安全評価を考える必要があるとの論説もあるわけでございます。

今国会の首相所信表明演説の中で、原子力発電については、安全性を徹底的に検証・確認するとしており、また、国際原子力機関への報告書において、原子力行政の推進と規制の両分野を担

う経済産業省に置かれていた原子力安全・保安院にかわる新たな安全規制機関として、原子力安全庁を創設するといっておるところでございます。

今後、国は、原子炉施設が設計上の想定を超える事象に対しまして、どの程度の安全裕度を有するか、いわゆる地震等の外力に対する抵抗力・安全度にどれだけ余裕があるかなどの安全評価に関する説得力のある理論を構築し、それに基づいて安全性を見直し、説明をしなければならないと思っておるところございまして、その安全性が説明できなければ、国民・町民の原発に対する理解はとて得られないと思っておりますし、私もその一人でございます。

次に、議会全員一致で採択した決議の重みについての認識ということでございますが、私は、6月の定例議会において、国のエネルギー政策に対する意見書が全会一致で採択されました後、報道インタビューに答えて、全会一致で採択された意見書については重く受け止めており、福島のような状況がここで起きる可能性は排除しておかなければならないと申し上げております。

意見書に書かれておりました国際的な安全基準の作成や、既存の原発の総点検などの4項目に関しましては、私も同意見でありますことを、改めてお伝えしておきたいと思っております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず、1の1、いわゆる指名審査会の指名の範囲についてということから再質問に入りたいというふうに思います。

今言いますのが、いわゆる22年1月29日及び2月3日の入札結果状況について調べておくようにということで通告しております。これは、舗装の分野です。それで、実際的には、改めてその当時の他の工事入札と比べて実態は既に出ておるというふうに考えております。

私は常々、この面の改善は早くするべきだという立場で、議会外で主張しておりましたが、実際的に、今後の予定として、いわゆる舗装部分、今までどおり一定の業者だけで入札するのか、それともやっぱり新たに能力があったり、実際やる気のある、できるという業者を吸い上げて行く立場なのかどうか。これが、1件です。町の見解のほう聞いておきたい。

そして、2件目として、いわゆる今までのやり方が実際的に競争性が発揮されたかどうかについて、資料になる部分として通告しているのが22年1月29日の2件と、2月3日の1件であります。これについては、企業名は要りませんから、実際的に予定価格に対して何%という、みな94%以上という結果が出ておりますが、一応執行部の言葉できちっと答弁を求めておきたいというふうに思います。この件で2件。よろしくお願いをしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今後どうするのかという御質問でございましたが、先ほど申し上げたとおりでございまして、できるだけ指名範囲の拡大をするように考えておるところでございます。

もう1点、他の工事に比較して落札率が高いのではないかということ、その2件のことですが、例えば他の工事がここにあるのに舗装工事はここにあるというふうに、そこだけをもって、それが競争性がないとか、またはその業者数が少ないからというふうなことに結びつくのは、いかにも時期尚早じゃないかというふうに思っておるところでございます。

後ほど入札の結果、内容につきましては、課長のほうから述べさせます。

議長（荒川 政義君） 藤山契約管理課長。

契約管理課長（藤山 忠君） 1点目の指名の範囲の見直しということは、ただいま町長の答弁にございましたように、指名審査会のほうで図っていくようになると思います。

2点目の、舗装3件の工事の落札率が高いということでございますが、21年度で申し上げますと、落札率90%以上のものが61件中12件、パーセントで申しますと、19.7%でございます。このうちの3件ということで、必ずしも競争性が発揮されていないというふうには考えておりません。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 落札結果、いわゆる率をもって競争性が発揮されていないとは思えないと言うが、現実には当時もかなりの、本来なら一般建設の部分にかかわる部分については、同じ時期の同じ入札で、かなりの差があるんだということだけは、そう思うてないと言うても、客観的事実として言うておきたいというふうに思います。

実際的には3件ということで、答弁にありませんでしたから、3件を示せという質問であったにもかかわらず、3件の工事名、箇所名、それと、もう一つは落札率について、一応答弁を求めておったんですが、実際的には今3件だけについてちゅうことでくくって、それぞれ工事名があるはずなんです。その工事名に対して、落札結果があるわけなんです。それで、その点の答弁がなかったんで、事実として言うておきたいということで質疑をしたんで、その辺はぜひ後からでも答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 藤山契約管理課長。

契約管理課長（藤山 忠君） 大変失礼いたしました。工事名、平成22年1月29日執行の2件でございますが、1件目が、平成21年度農業集落排水資源循環統合補助事業秋地区管路舗装復旧工事でございます。この落札率は94.8%でございます。

2件目が、平成21年度町道上浜線舗装工事でございます。この落札率は、94.76%でございます。

同年2月3日に行われました平成21年度町道和田馬ヶ原線道路舗装工事は、94.55%でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 次に、指名審査会についてということの２件目です。

これは、あえて議員の皆さん方にも、そして執行部の皆さん方にも明らかにしておきたいというのが、こうゆうのがあったんかというのが出てきます。

一つは、去年の、発注した西工区、下水の関係です。これに対して、Aさんは「西工区の下水のほうをお願いしておると思うてね」、「ああまた行くんね」、Bさん、「いやこれがね、現在やりよる、去年からやりよったんよ」というくだり。「ですよね」ちゅう繰り返し。それで、「この前も、浮島やったんじゃない」ということで「浮島もやりよるよ」と。それで、Bさん「全員下りちよったん」ということで、Aさんは高笑い、Bさんは「連続で行くん、みんな仕事がないで困っとるんですよ」という下りのうちで、また高笑いが入ってきます。それで、「西工区のほう」、「うん、そう、１工区下水のほう」ということで、これがどういう、私はそういうやりとり自身が、実際的には非常におかしな部分、不透明な部分というふうに見ております。

そこで質問ですが、今会話に出てきた西工区等について、これは５月１０日であります。５月１０日の今内容を明らかにしたんですが、５月１０日の時点は入札何日前じゃったのか。そして、本当にテープのとおり、実際的に入札があったのかどうか。それとあわせて、どういう時期じゃったかちゅうことですね、早く言えば。そういうことで、実際的なその結果の工事の落札率、これについて報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 藤山契約管理課長。

契約管理課長（藤山 忠君） まず、５月１０日とおっしゃいましたが、その時期でございますが、この工事は２件とも４月３０日に工事指名競争入札通知書を送付しております。規定により、この金額ですと１０日間の見積期間ということで、入札日を５月２０日としております。

落札率でございますが、西１工区、平成２２年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事、西１工区が９４．６７％、同じく西２工区が、９４．７６％でございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 短期間の間ですから、裏づけを取りながら質疑をしていきますが、この辺に出てくる浮島工事の実態、これについても落札率及び実際的な状況、例えば「みな下りちよったん」という下りがあるが、本当にみな下りよったんかどうか、それは当然、辞退届は出とるはずですから、既にあると思います。答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 藤山契約管理課長。

契約管理課長（藤山 忠君） まず、工事名は恐らく平成２１年度浮島地区農道頭島線整備工事のことだと思われまます。入札執行が平成２２年３月１６日、これにつきましては、１５社を指名しまして、応札が１社でございます。

落札率が94.83%でございますが、入札に関しては指名各社とも手持ち工事等、それから工事の場所などを考慮して入札すると考えておりますので、過去に工事の規模は違いますが、辞退で1社になった案件もございます。郵便入札の場合、これは入札は有効でございますので、いろいろな理由はあるかと思いますが、結果的に1社ということになったというように考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 結果的に1社になること、それは郵便入札ですからあります。今年度に入ってつい直近も、例えばすべてが入札には参加したが、いわゆる辞退とか、結果的には失格とかいうんで、実態の工事が最終的には1社だけの状況というのは出ておりますから、その分ではあれですが。ただ私が今質疑をしようのは、こういうことが事実関係として裏づけがあるんかないんかを含めて、議員の皆さん方や執行部の皆さん方、それできちっととらえていただきたい。町の契約に基づく執行、これはかなり執行権者の重たい範囲になるんで、実際的にはこういうことが出まわっちゃうよというか、まだ数ページに及びますからあれですが、その一部だけで、実際的には問うたものです。ほかの部分も当然出てきます、下りが。私は、執行部はよく落札額では判断できないというが、いわゆる業者さん方は、バラけたという言葉と、叩きあいと、いわゆるバラけたら叩きあい、いわゆるバラけんかったらこういう結果ということで、こういう流れが仮に続いておったら、やっぱり執行権者としてはきちっと調査すべきではないかというふうに思いますが、その点で椎木町長の考えを聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほどから電話の 電話をテープにとって、そのテープを起こしたものであるということで、御質問の中でお話がありましたが、濟いませぬ、まだいろいろ具体的によくわかってないんですが、「みんな下りちよったん」というようなことが今ありました。その前段がよくわからないんですが、そこが議員さんの今御質問は、要するに事前のその情報ということではないのかと、要するに談合的な情報ではないかということなんですかね。要するに、今のその電話の内容のテープを起こしたものであるというのは、実は今議員さんから初めてお聞きしたわけで、まったく情報としては持っておりませぬし、その今お聞きしただけの内容が、即これが談合であったのかどうかというのも、まだよく理解しておりませぬ。しかしながら、事前にその落札者を決定するような内容であるのであれば、それは非常に問題あることだと思っておりますし、そのことについて調査はしないのかということでございますが、今までは全くそういう情報が入ってなかったもんですから調査もしておりませぬが、具体的にそういうことが、談合に結びつくような会話、またはそのテープの中があるのであれば、当然それは調査をしなければならないと思っておりますし、当然そういうことのないように、指名業者の皆さん方にはちゃんとした入札をす

るようということも注意喚起をしなければならないとされているところでございます。

まだまだ、今初めてお聞きしたような情報でございますので、十分調査をさせていただきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に、こういうふうなテープが出てくるんか、聞いたらたまげのような状況があるというふうに、私自身読みながら、まだ町長のほうはその中身を見てないんで、これ以上は言いませんが、実際的にはAさん、Bさんの会話ちゅうんが、かなり個人名も入りながら進んでいる。これは、町だけに調査を任せるのではなしに、議会の権能としてやっぱり調査が必要な部分が出てくれば、私は、議会として調査委員会をつくってやるべき内容じゃないかというふうに考えておりますので。実際的には、後は議会と行政庁側がどういうふうに対応していくかという内容に入ろうかというふうに思うんで、行政庁の側としては、そういう事実があるんなら、事実を出してくれるんならという言い方で、答弁があって調査する方向ということで答弁があったんです。今言うたばかりで中身はまだ十分つかまれていないというふうに思うておりますので、当然必要があればこのテープの存在、明らかにしたいというふうに思います。行政庁のほうにも。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今断片的に、そのテープを起こした部分を用いて質問されましたが、実はその今聞いた中で、私たちが、それは即談合だ、というふうには全く思っておりません。だから、そのことについて、どういう業者さんがどういう相手とどういう会話をされておるのかということで、その電話のテープを起こしたもので、その内容がちゃんと談合だというふうなことになるのかどうか、そこら辺はちゃんと調査をしたいというふうに思うということで。それはぜひとも提供いただければ、私たちはそういう情報を持っていませんので。ただ、今お聞きしたお話だけでは、なかなかこれが即談合だというふうには思っていないところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的には、今私の発言の中で言うのが、不誠実な対応があるんじゃないかと、この中で、例えばいろんな物事が起こったときに、公正取引委員会に行くこともあるでしょう。いろんな内容が含まれるんで、私は通知に出しちよるように、実際的には談合という言葉を使うておりません。いわゆる不誠実な状況があるんじゃないか、そのことによって間違った部分があるんじゃないかちゅうことで、入札そのものが脅かされるという視点から、談合じゃなしに不誠実な対応が実態としてあるんじゃないかと、業者間で。それについてやっぱり、いわゆる中身を問うちよるわけです。それが即談合、これが、こういうテープがあるけえ談合じゃちゅうのは、一言も言っていないと思います、今まで。不誠実な対応ではないかということで

言うつもりですので、それは確認しちよきたい。

実は、私が一般質問通知した後、すぐ来られました。スーパーAの社長さんが。私のほうに訪ねてきて、「あなたがやることは、威力業務妨害罪だ」という指摘をして帰られました。それで、私自身も、それは相手がやるちゅうことやけえ、実際的には私としては、そうですか、しか言いようがないわけです。相手がやるちゅうことじゃけえ。じゃが、こんなことで威力業務妨害罪が当たりよったら、議員活動はほとんどできないという判断の中で、私は今回の一般質問をやりよります。また、町長が自席で笑いをこめてやられるかどうかはわかりませんが、実際的には、私は深刻な内容が、不誠実な内容がある、この間にあるというふうにとらえております。これは、やっぱり、行政庁は行政庁で対応しようし、私たち、言った以上はやっぱり議会の中でも対応を協議して行かざるを得んというふうに考えております。

こういうのがいつまでどうなのかということは、期日をもってやらんと大変な状況になると、私自身が質問する以上は、事実、裏をとってしなければ、実際的には何もできない立場なんですよ。げらげら話で一般質問できないという立場ですので、ぜひ対応を求めておきたいというふうに思います。

次に、通告順に従って質疑を続けますが、結局、県の高料金対策、そして高料金対策そのものはやめるが、ほかの部分で対応をしていきたいということだったという答弁の内容ということでとらえてよいのかどうか。

それと、1年間5,000万円ちゅう基本的な数字を言われましたが、これについても、やっぱりこれがなくなる、廃止されることによって、実際的には町民生活に与える影響は大きいわけです。そういうところで、県に対して引き続き高料金対策としてきちっとやりなさいという申し入れ、そして実際的には今までどおりのいわゆる負担をしてくれと。先ほど申し入れたということですが、県の言い方はまた変わった答弁をされたんで、実際的にはきちっと、改めてやっぱり高料金対策、今までどおりの最低の高料金対策。言うなれば、県が岩国地域の企業に送水するというのは、当時の計画からしたら当たり前じゃなかったんですか。それで思うほど、実際的にはほとんど要らない。錦川から引っ張るということで、ほとんどゼロに近い。ただ、合併した由宇町が、それも由宇町も水があるところですから、責任水量はすごい極端に低いわけです。そういう中で実際的には進んでいったと思いますが、実際的に出発地点で、いわゆる工業用水とさっき答弁があった自治体部分ということで出発したんなら、当然、企業用水部分について、やっぱりきちっとその部分を含めて、みな荒神に入っちゃうわけですから、出発の経緯からしたらそういうところがあるんですから、やっぱり堂々と高料金対策やるべきないかと、一番高い水を飲みよるんが周防大島町じゃちゅう格好ならやっていく必要があるんじゃないかということで、再質問します。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 水道の高料金対策のことですが、その前に、先ほどの問題につきまして、ちょっとこちらから。議員さんの御質問の趣旨は、談合ではないが不誠実な対応ではないかという御質問だったというふうに結論的に今思っているわけですが、当然その不誠実な対応という中身がまだ十分把握できておりませんので、できるだけ誠実な対応をしていくのが当然のことです。その不誠実な対応という具体的な中身についても、十分私たちが承知しなければ、町が調査する、対応するということがなかなかできないと思います。先ほど私たちは若干誤解しておったんですが、談合というふうにとらえておりましたので、談合ではないが不誠実な対応であるというふうに、今最後におっしゃられましたので、でしたらその不誠実な対応の中身を十分私たちも理解しなければ、何をどういうふうに調査するのかというのも、なかなか難しいと思いますので、そこらあたりはぜひとも情報提供をお願いしたいと思います。

柳井広域水道事業に係る水道料金の安定に関する要望についてでございますが、当然その今平均的に5,000万円から5,000万円弱ぐらいの高料金対策補助を受けておりました、この補助金がなくなるということになれば、非常に大きな、簡易水道特別会計には大きな打撃を受けるわけですが、これがなくなるということは当然考えられない、そうしたときに、後どのように対応するかという財源はまったく持っておりませんので、ぜひともこれは県に対して継続をしていただかなければならないというふうに思っております。先般も要望書を提出したところでございます。

ただ、今までの協定書の中で、県のほうから用水供給事業と末端給水事業、分けてちゃんと明記してあります。それで、用水供給事業については、10年間というふうに、ちゃんとこれも書いてあります。この10年間で、実は今年度で終わるわけですが、私たちがもしこの協定のまま読めば、それが廃止されるというふうに思っておるんですが、それも非常に困るわけですので、ぜひとも、内容はどうあれ、今までの約5,000万円という高料金対策補助は継続していただかなければならないという気持ちで要望を続けておるわけですが、

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 通告の範囲というのが、非常に私たち難しいわけです。例えば、かなり早く通告書をつくります。それで、通告書をつくった後も調査をします。実際的に、中身的には、すごい雑駁な質疑にならんように努力はしよるわけです。それで、今再答弁がりましたが、今までも、私は入札問題については、ちょっと思い出していただきたいのは、節度ある競争、こういう立場で本会議でやってきました。節度ある競争が脅かされることについては、私は不正常だと言う立場で今回の質問をつくっちょるわけです。まだテープを聞いてないんでち

ゆう顔しちよりますが、実際的には届けたいというふうに思いますので、しっかりこれがどの分野に当たるのか、不誠実な対応のどの分野に当たるのか、結果としてどうなのかということにとらえておっていただきたいと思います。

それが、例えば、先ほど言ったように、バラけたという場合と、バラけなかった場合というのが、10ポイント違います。工事を洗うてみてください。同じような日にちをずっと調べてみてください。出てくる工事で、これバラけましたという部分と、いわゆる、「よろしゅう頼むわ」でそのまま終わった場合との落札率、これは10%違います。10ポイント、実際的に、これをあわせて届けますので、みなどういう結果でそうだったんかちゅうのは、じっくり調べてください。まだ今の段階じゃ、実際的にはわかりにくいというのが町長の立場でしょうから、ぜひ本当にそうなのかどうかを含めて、不正常的な部分がどこに当たるのかいうのも含めて調べる必要があるかというふうに思います。

これは、私たち議会議員ですから、町だけに任す必要はないというふうに、私個人は考えておりますから、実際的には調べていく必要があるというふうに考えております。

それと、これ議長、通告外かどうかちょっと判断してください。通告外かどうか。

というのが、実際的に私の通告は、一つはこの指名審査会について、指名の範囲の基準のアンバランス。これと、あくまで一部業者の策動により好ましくない状況があるということで通告しております。しかし、前回取り上げたいわゆる総合評価方式、これに対する矛盾、これ前回やっております。それで、それ以外にも、町は建設業協会からということで、かなり中身の見直しをしております。これも、実は通告の後から調べた範囲なんです。ですから、いわゆるそのくだりについては、明確にいえば質問権はないかもわかりません。じゃが、私は通告の後から実際的には明らかになったことちゅうことで、この一般質問の席でできるかどうか。内容を聞いてからちゅうことになれば、また内容聞いてからになるかもわかりませんが、実は、今くだけちゅうと言うちょきます。実際的に、建設業協会からの申し入れということで、入札についても、例えば今1円で左右するという状況の入札、この間、町長室では話しました。それで、そういう状況が果たして好ましいのか好ましくないのか。それで私は、例えば、一つは町職員が疑われたら、結果的に疑われたり、前にも言うちよるんですが、そういう方法はできるだけ省いたほうがええんじゃないかちゅうことも言うちよります。その点で、認識として、方向性としてそういう今みたいな試行でやりよる段階ですから、前回も言うたんですが、試行でやりよる段階のときは、やっぱり全体のところから見れば、好ましくないんじゃないかちゅう立場を持っております。その点で、議長においては判断していただき、町長の答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 総合評価方式の問題から、今1円でもってその落札か不落札、または失

格になるというふうな状況が起こっておることについての御質問でございましたが、総合評価方式につきましても、また今現在行っております最低制限価格を非公表にしての入札につきましても、いろいろな課題、問題は出てきておると思っておるところでございます。

しかしながら、このような方法でやれば、完璧に皆さんに納得していただいて、そして私たちも非常にいい競争性のある入札だというふうな方法があれば、ぜひとも取り入れたい、いつでも取り入れたいと思っておりますが、なかなかそういういい入札方法というのが、今見つからないということでございます。1円のことがありました、このことにつきましても、実際に1円高かったか、1円安かったかというのでは、入札したほうの業者さん方も非常に納得しにくいものがあるのではなからうかと思っておるところでございます。

そして、町のほうの設計をする担当職員に対しましても、非常にこの、いつも緊張感の中、1円も、例えば計算ミスがあっては、確実にその落札価格に影響するわけでございますから、非常に緊張感の中でやってしまうということでございまして、非常にこれも問題があるのではないかとと思っておるところでございます。

しかしながら、その以前に行っておりました最低制限価格を事前公表するという形になりますと、当然たくさん同額の入札が起きまして、最終的にはくじによる落札決定ということになります。そのことも、以前、当然問題になっておりまして、そういうことで本当の入札と言えるのかということもありまして、今の制度に改正したわけでございますが、いずれにしても今のほうがよりベターではないかというふうに思っておるわけでございますが、今の非常にまだ問題や課題ということもあるというふうにも思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に、議長判断で、判断を仰いでちゅうことで再質問の中でやらしてもらいましたが、やっぱり今の不況化の中で、かなりの業者さん方が、かなり厳しい側面が出よるちゅうことはあるんで、ぜひとも私がきょう行った質問は生かしていただきたいと。最初の指名審査会についての二項目について、ぜひ今後の行政執行の中で生かしていただきたいということを提起しちよきたいというふうに思います。

あと、実際的にあるのが、例えば沖浦地区については、若干本気で上申、県に対して申し入れしてくれるかなという響きの答弁というふうに判断しちよきたいというふうに思います。非常に内容的には難しい、例えば別の地域でもそうですが、やっぱり県に対してきっちり要望するということは大事な側面です。

それと、実際的に、今回バイオマス以下自然エネルギーの問題で、太陽光、いわゆる補助要綱の改善を求めて提起しました。それで、例えばそれぞれ国の政治というのは、予算のつき方というのがその年によって大きく違うというのが、行政に長く携わっちょるとわかると思います。それ

で、太陽光部分で200億円ちょっとぐらいじゃないかと思います。国の補助額が、今年度予算で、実際的には。そうすると、17万戸予定しちよるとというのが、民主党政権の今の太陽光発電に関する基本的考え方じゃないかというふうに思います。それに伴い予算がつくられておりますが、実際的にそういう予算では進まないというのが、私は現実じゃないかというふうに思います。この点で、やっぱり国に対しても、自然エネルギーを進めていく気があるんなら、きちっと対応しなさいという、やっぱり要望書等を、例えば町長の場合じゃったら町長会等で、毎年10月から12月ですか、大体全国の町長会等がありますよね。そういう時期にやっぱり要求は入れていく、そういうのも必要じゃないかというふうに思いますが、その点でどうなのかと。やっぱり意見、要望として入れていく。

それと、やっぱり県内、町独自の施策として補助要綱の改定について、考え方を聞いちょきたい。町独自の補助要綱と、国に対する要請、これについて、町長の考え方。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 沖浦地区戸田のパラペットの改修につきましても、既に何度も要請は行っております。要請したのかといわれれば、当然しておりますし、その内容が不十分じゃと言われれば、当然文書をもって要請をしないと、今回も思っておるところでございます。

太陽光発電の推進について、国にさらに要望をするようにということでございますし、町の補助制度も更に充実したらどうかという御質問でございます。

いろいろ今私たちは、なかなかまだ自然エネルギーに対するその取り組みというものが、何を中心に、どのような推進を図っていくのかということが、実際にまだ目に見えてないという部分がたくさんあると思います。これまでの対策、対応でございましたら、先ほど議員さんがおっしゃったように、10数万戸の屋根に、太陽光発電をつけるというような予算が組まれておるわけでございますが、それに対して、町で町民がやられる場合には上乘せをしますよということだったんですが、いくなれば、そのぐらいで太陽光発電が全国の屋根に乗るとはとっても思えませんし、その大きな政策の大方針というのは、当然、国が示すわけでございまして、それがまず示されるべきだろうというふうに思っておるところでございます。町の中で、今ある助成制度の充実を図るということにつきましては、検討を図ってもらいたいと思いますが、町がやったから、それがすべて大きなものになるというふうにも思えませんし、でもその助成をふやせば、当然町民の負担が軽くなるということはいくわかっておりますので、それは検討させていただきたいと思っております。

議員（8番 広田 清晴君） 終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で広田議員の質問を終わります。45分まで休憩します。議運の委員長、ちょっと。

午前10時30分休憩

午前10時51分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に続き、会議を開きます。

ただいま広田議員の一般質問の中で談合の疑いがあるやのような質問がございました。議会運営委員会を開催いたしまして協議をいたしました結果、広田議員のもとに談合の疑いがあるようなテープがもたらされた。これについて建設環境常任委員会で談合があったかなかったかという事実を調査するように今お願いをいたしましたので申し上げます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） それでは一般質問を続けます。17番、久保雅己議員。

議員（17番 久保 雅己君） 通告どおり2点についてお伺いいたします。まず、柳井火力発電所の安全対策に伴う件と、次に、周防大島町の自主防災組織の実態についてお伺いいたします。

ことし3月11日に東日本では未曾有の大震災が発生し、生命財産を失う多大な被害を受け、また化学の進歩による人災ともいえる原子力発電所の事故で二重の痛みを受けた被害者の方々の御苦労は計り知れません。また、先般の台風12号、15号での近畿・東海の豪雨による水害や土砂災害等想像をはるかに超えた、今流の言葉で言えば想定外の被害ですし、災害はいつ起こるか、何によって起こるか、科学が進歩しても想像がつきません。

そこで、周防大島町の玄関口約数キロの先に中国電力の柳井発電所があります。その安全性についてお伺いします。

今日までの経緯を振り返りますと、昭和58年6月22日に柳井市と建設基本協定を締結し、平成4年12月からLNGの基地運用開始ということになっております。中電は山口合同ガスなど他事業のLNGの供給を平成12年9月から開始し、燃料供給、エネルギーの利用実態事業を設立して今日に至っております。この間、安全対策協議会や災害防止計画書が提出され、安全対策は検討されているようですが、海上数キロに天然ガスのタンクが6基も設置してあれば住民が不安を抱くのは当たり前のことだと思われまます。私も柳井発電所に対してはまったくの無知ですし、柳井市・中電柳井発電所にうかがい、資料の提供を受けております。

そこでお伺いします。平成16年合併以後中電から安全対策・防災計画について町に対して説明はありましたか。御返答を聞かせていただきたいと思ひます。

次に、自主防災組織の実態についてでございますけれども、通告では若干11ポイントとか上昇し、というようなことを書いてございますけれども、合併時で自主防災は100%というふうに県には報告されているというふうに伺っています。町内の自主防災の実態について詳しく説明

をお願いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 久保雅己議員の御質問にお答えしたいと思います。

柳井火力発電所の安全対策についての御質問をいただきました。

3月11日に発生し、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から、早いもので既に半年が経過をいたしました。そして、福島第1原子力発電所の事故におきましてはいまだに終息に至らず、周辺住民をはじめ多くの方に大変な大きな不安を与えているところでございます。

そこで、ここ大島庁舎から直線距離でわずか7キロメートル先にある柳井火力発電所における安全対策についての御質問であります。まず柳井火力発電所の概要を申し上げておきたいと思っております。約50万平方メートルの敷地に、液化天然ガス容量8万キロリットルのタンク6基を有し、最大出力140万キロワットの中国電力最大の発電所です。初号機が平成2年11月に運転を開始し、平成8年には全ての設備が完成し、現在に至っているところでございますが、地震対策につきましては、国及び日本電気協会が定めた耐震設計基準により震度6相当の地震に耐えうる強度となっておるとのことでございます。なお、LNGタンクや本館建物等の重要な構造物は震度6強に耐えうる強度としているということでもあります。

柳井市における地震の想定におきましては、東南海・南海地震では震度4、最も大きいもので、岩国断層帯地震で震度6弱と想定されており、強度に問題はないと考えられます。

また、地震により設備に異常が発生した場合には、保護装置が作動し自動に安全停止できる設備となっているとのことでもあります。

次に、津波対策であります。敷地の高さは伊勢湾台風級の来襲を想定し、十分安全が確保できる海拔3.9メートルとし、LNGタンクヤードはさらに高い4.4メートルとしているということでございます。加えて、防波堤の高さは海拔4.9メートルとなっており、東南海・南海地震での最も大きい津波予測は2.5メートルとされていることから、設備の機能は維持できると考えられると説明を受けております。

そして、発電所内の全電源が喪失した場合には、LNGタンクからの天然ガスの供給ラインは停止し、天然ガスの蒸発に伴いタンク内の圧力は上昇いたしますが、安全弁が作動し、ガスは大気中に放出されます。天然ガスは空気よりも軽いために放出されても上方に拡散するため地表面に降下することはなく引火の恐れもなく、通常、大気中に存在しており、人体への影響は無いというふうにかがっております。

また、仮にLNGタンクが破損し、液化天然ガスが流れ出したといたしましても、タンク内の全量をとどめることのできる防液堤がタンク周辺に設置され、さらにその上にはLNGの表面を

泡で覆い、天然ガスの蒸発を抑制する高発泡設備や、高さ約10メートルの水幕を張り、危険範囲を最小限にとどめる水幕設備も設置をされているとのことでした。天然ガスは濃度が5%から15%で燃焼いたしますが、拡散により濃度は5%以下になると見込まれ、上空に着火する熱源もないことから引火する危険性はなく安全であるとの説明を受けております。

しかしながら、東日本大震災を踏まえての被害想定の見直しが現在行われておりますし、想定外のことが発生する可能性もありますので、柳井市とも連携を図りながら、安全対策には十分配慮していただくよう、これからも要請をしまいたいと考えております。

続いて、自主防災組織の実態についての御質問でございますが、本町の自主防災組織の組織率は、100%というふうになっております。名称のいかんを問わず、各自治会において組織をされているとの認識であります。

そして、活動状況に当然差はありますが、各組織において防災意識の啓発や避難経路の確認などの防災訓練の実施、要援護者の避難対策についての話し合いなど、さまざまな活動が展開されているところであります。

一例を申し上げますと、現在決算の認定をお諮りしております平成22年度におきまして、自治会での防災訓練に対する補助金を交付した自治会が4自治会ございます。

平成23年度におきましては、既に4自治会においてこの補助金を活用した防災訓練が実施されております。

また、東日本大震災を契機に、山口県周防大島防災センターへの来館者やセンター長による地域への出前講座の回数も増加し、各自治会における防災意識は高まっていると認識をしております。加えて、自治会独自の要援護者の把握などを行い、災害時の行動マニュアルと防災マップを作成するといった積極的な活動を行っている地区もございます。以前、自治会のこの取り組みを見せていただいた例がございますが、非常によくできておりまして、やはり一番身近な自治会が中心になって地域の防災意識を高める、そして共助といわれる地域の中でのその防災力を高めるということが非常に大切だということを認識したわけでございます。

しかしながら、これらは一例でありまして、あくまで自主防災組織であり、活動状況を町へ報告しなければならないという義務もございませんので、町として全ての実態を把握しているとはいえない状況であります。

町といたしましては、こういった自主防災組織の活動状況の把握に努めるとともに、行政連絡員集会における自主防災組織の活動マニュアルの配布や、防災訓練の開催など、機会あるごとに啓発に努め、活発な活動を促し、自治会と一体となって実効のある自主防災組織の育成に努めてまいりたいと考えております。議員の皆様方のお手元に自主防災活動の取り組みについてという、このペーパーを配っておると思いますが、これに基づいて自治会の中で自主防災組織をちゃんと

した形にするということで、一応これだけの取り組みができればある程度ですね、自治会の中での自主防災組織が充実してまいるということであろうと思っております。ぜひともこれをマニュアルとして皆さん方にもお願いしております。議員各位におかれましても、各地域における自主防災組織の更なる活動への取組みについてぜひとも地域地域での御力添えを賜りますように、お願いを申し上げる次第でございます。

議長（荒川 政義君） 久保議員。

議員（17番 久保 雅己君） ありがとうございます。まず、中電の柳井発電所の件でございますが、中電から合併後から結構ですけれども、こういう安全対策について町のほうにはいつごろ説明があったか、まずお聞かせください。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 合併以降は、説明は受けておりません。

議長（荒川 政義君） 久保議員。

議員（17番 久保 雅己君） 先ほども町長のほうからも説明がありましたし、私のほうも申し上げましたけれども、約10キロ足らずのところにあれだけのガスタンクがあるということでございます。実は、町民の方から「あれは大丈夫なのか」というような質問がかなりありました。それによって私も先ほど申し上げたように、柳井市にも行き、発電所にも行き、いろんな資料をいただき今説明された資料を私は持っておりますけれども、町としては万が一、これは私も説明を受けていますし「大丈夫です」と。「天然ガスは蒸発しますんで大丈夫です」というような説明を受けたわけですけれども、ある住民の方なんかは「これは冷凍して全部を柳井地域全体並びに対岸の小松開作、その辺は冷凍庫になるんじゃないか」というような、ぶしつけな質問もあったわけでございますけれども、今後やはり中電さんにも町のほうから働きをかけて、町民にある程度こういう安心ですよということは説明する必要があるんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでございますか。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 久保議員さんからの御質問のあとですね、町のほうからも課長と班長がですね、発電所に行って詳細な説明を受けております。その内容につきましても今後防災会議等でも諮らなければならないと考えておりますし、町民の皆さんにもなるべく情報を提供していきたいと考えております。

議長（荒川 政義君） 久保議員。

議員（17番 久保 雅己君） 今後中電さんが事業を拡大するようなことがあれば、町のほうももってその辺の安全対策についての打ち合わせはしていただき、町民に知らしめていただきたいというふうに思います。

次に、自主防災の組織でございます。

御承知だと思いますけれども、三蒲地区蔵本自治会、素晴らしいマニュアルをつくっております。おそらくこれ以上のマニュアルはちょっと素人ではできないんじゃないかというようなマニュアルをつくっておられますけれども。チラシを配り個々で、自治会でということで啓発ということだと思いますけれども、いつ、どこで、何が起こるかわかりませんし、当然行政のほうからも各自治会、例えば集落別に指導をしてできるだけ早めに、こういうことは早急にはしておかないと。今まで約3年くらいですか、大きな台風もきておりませんし、万が一があった場合には大変なことになると思います。平成2年だったですか、平成3年だったですか、台風19号。これでかなり住民もそういう意識改革ができたように思われますけれども、町としては今後自治会集会というようなことでなしに、地域を決めてですね、啓発をしていく必要があると思いますが、その辺はいかがでございますか。

議長（荒川 政義君） 奈良元総務課長。

総務課長（奈良元正昭君） 今の御質問ですけれども、確かに蔵本地区で非常に立派な自主防災組織と申しますか、マニュアルなりいろんな要援護者の地図とかが作成されているような新聞報道もありますし、私どももそういったマニュアルなりがつくられているというのは把握しています。こういったことが町内ほかの地区でもやられているということも私ども情報としてはいただいております。ですから、こういったこと、こういったものを例にいたしましてそれぞれの自治会あるいは自主防災組織において今後ともこういった作業を進めていただくように、先ほどの町長の答弁もありましたように、実効ある自主防災組織の育成、各地区等々に私どもが出向いたり、防災センター等とも協力しながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） 久保議員。

議員（17番 久保 雅己君） 積極的にこの組織に関しては進めていきたいと思っておりますし、我々議員もやはり積極的に進めていかなければならないというふうに自覚しておりますし、みずからの地域も再度立ち上げるように、今、要請しておりますのでございます。

それと、年に一度ですか、各地域を区分して防災訓練が行われております。先般9月4日ですか、東和中学校を中心に訓練されたと思っておりますけれども、私も少しの時間だけ出席させていただきました。それであと、町民の動員された方だと思っておりますけれども、あれは何じゃったんかねというふうなことを私に聞かれた方がいます。訓練というものは明確に何を、どうして、どういうふうにする。例えば地震での訓練、津波の訓練、高潮の訓練いろいろあると思っておりますけれども、その辺を明確にしてもっと節度のある訓練をやられたほうがいいんじゃないかというふうに、これは提言でございますが、そんなふうに考えます。

今後も年に一度は地域別に防災訓練等々が行われるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺

はぜひお願いしておきたいと思います。

どこで、いつ、何が起こるかわかりません。しつこいようですけれども、早急に町が中心になって各集落、自治会に働きかけていって自主防災組織を完全なものというわけにはいきませんが、啓発していただきたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

議長（荒川 政義君） 以上で、久保議員の質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 次に、2番、杉山藤雄議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） 2番、杉山藤雄。一般質問をさせていただきます。

私の質問は危険老朽空き家対策についてでございます。

町内の人口減少による過疎化は急速に進んでおります。これに伴い空き家もふえてきております。空き家の中でも所有者が管理しない、人が住むことのできない危険老朽空き家が特に目立ってきております。管理していない危険老朽空き家は日常でも通路に瓦が落ちる、シロアリなどの被害の害虫の発生の巣になっておる、野良犬、野良猫のすみかになっておる。そして、敷地内の草や木が繁茂して大きくなり日影になるなど、周囲の住民の生活環境が脅かされております。所有者に連絡してもなしのつぶて、所有者すらわからない空き家もあります。この危険老朽空き家は台風・地震などの自然災害が起こると、空き家周辺に住む住民の安全を脅かす大きな問題となります。毎年夏から秋にかけて台風がやってきます。また、近い将来大きな地震がやってくるといわれています。周囲の住民はですね、大変不安におののいておるのが現状でございます。

過去において同僚議員からこの空き家対策について一般質問がありました。私有財産のために公にはなかなか手が出しがたい問題があり、歯切れの悪い答弁の繰り返しでありました。しかも、前向きな取り組みには現在至っていないような状態であります。インターネット等で調査をしてみますと、近年各自治体においてこの危険空き家対策を取り上げております。そして、条例の設置、事業の施行をしておる自治体もあります。インターネットでは7つの地方自治体の危険老朽空き家対策等の調査もしてみました。

本町においても、危険老朽空き家対策は重要な課題と思われまます。

町長のお考えをお聞きしたいと思います。

まあ、実態がわかる範囲で結構であります。空き家の実態。うちでも人が住める空き家、危険老朽空き家の数等がわかればお知らせ願いたい。現在の町におけるこれらの空き家対策に対する実状・実態を説明願いたい。

これからの対応として条例の設定がぜひ必要と思われまます。条例がないからこれらに対して積極的な対応ができないということも大きな原因のようでありまますので、条例についての考え方、

空き家の解体に対する助成金等について、これからの対応についても御説明を願いたいと思います。

以上、ひとつよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 杉山議員の危険老朽空き家対策についての御質問をいただきました。

少子高齢化、人口減少等に伴い、空き家や空き地、耕作放棄地等といった適切な管理がなされていない不動産が増加し、それらが防災・防犯、衛生といった安心・安全面や、良好な景観の阻害といった面で観光・環境への悪影響を与えているということは、議員仰せのとおりで、本町に限らず、全国各地でその対応に苦慮しているところでもあります。

危険老朽空き家の問題は、議員さんもおっしゃいましたが、あくまでも私的な問題として、まずは当事者同士で解決してもらおうということが基本でございますが、危険老朽空き家が倒壊によって隣接する道路をふさぐ恐れがある、景観上、観光的に支障を与えるなど、多くの住民への影響が懸念される場合は、私的な問題にとどまらない公の問題として取り扱う必要が生じることもあると思われまます。

このような状況のもとに、まず、空き家の実態についてであります、町内の空き家数は4,330戸、全体の32.3%が空き家と推計をされております。

なお、参考までに申し上げますと、今年度定住促進を目的に、大島地区の屋代・小松・小松開作地区の空き家調査を実施しております。この地区における空き家は505戸、空き家率25.9%であります。

次に、苦情・相談等の状況であります、毎年数件の相談が総務課あるいは総合支所などへ住民の方から寄せられております。また、自治会から要望書が提出されたことも以前あったわけでございます。

その対応といたしまして、先ほども申し上げましたとおり基本的には個人の財産であり、その個人の財産権を侵害するというふうなことがなかなか難しい。これはもう皆さん同じ認識であろうと思うんですが、当事者同士で解決していただくというものであります、もう一つは自治会等からいろいろその調査といいますが、所有者とか、または今の管理者の情報などというふうな要請がありますが、これも個人情報保護の観点から、町として相談にこられた方に所有者等をお教えする、または管理者等をお教えするということができないというようなジレンマも抱えておるわけでございます。

今、議員仰せの条例等もありますが、大半は努力義務といいますが、そういうふうなものが中心になっておって、私有財産権を、要するに侵害してまでやるというのが非常に難しい状況になっておるのも事実でございます。また、補助金を出してその当事者にやっていただくという風なことをやっておるといっても聞いておりますが、そのようなことをやること事体よりも、要

するにやっぱりその御本人がですね、やっていただくというのが第一であろうと思うわけでございます。このことについては、いろいろ私たちも情報は収集をいたしておるところでございます。

しかしながら、町道などですね、公の道に倒れかかっているといったように、多くの方への影響が懸念される場合で、所有者または管理者、その連絡先が判明した場合には町の方から連絡をし、解体にまでは至らなくても、応急措置として行っていただいたというふうなこともちょくちょくあるわけでございます。

そうした中で、これからの対策についてであります。安心・安全で良好な生活環境の確保、良好な景観の保全を目的として、廃屋の撤去勧告もしくは撤去命令、行政の代執行制度を盛り込んだこの条例を制定する、あるいは撤去等に係る経費に対して補助金を交付し、そして、撤去を促すといったことをやっている自治体も、先ほど申し上げましたように、あることは承知をいたしております。

また、その他の方策といたしましては、空き家バンクによる貸借の斡旋や公共施設への転用等により、危険老朽空き家を発生させないことも有効であるというふうにも考えております。

いずれにいたしましても、危険老朽空き家の問題は今後大きな、まだ、さらに大きな問題になってくることが予測されますが、この問題を考えるときに、どうしてもその所有権の問題ということが起こってまいります。いずれにいたしましても、所有者、またはその管理者にその撤去なり、または改修をお願いするという粘り強い交渉が基本となりますので、これからもその方向でやっていきたいと思っております。先ほど議員さんからも各地区での条例の中に行政代執行というような制度もということもあるようにも聞いておりますが、撤去勧告・撤去命令っていうのは、やはりこれも特にそれに罰則をつけておるわけではなく、また今度は行政の代執行ということになりますと非常にですね私有権の侵害との絡みもありまして、非常に大きな問題になっておる。ようするに、あくまでもこちらから粘り強くお願いをするということしかないのではないかと考えております。そのことについて、今度はお願いするような場所がわからんではないかということにもなるわけでございまして、ここにまた個人情報保護の問題が絡んできましてですね、いずれにしましても、非常に今問題の多いことであってなかなか今の御質問に対して明確に、的確にお答えすることができないのが、ちょっと私ももどかしいんですが、ひとついえば、例えば固定資産税が非常に格安である地域である、要するに土地で言えば非常に格安である、また建物自体も非常に老朽化しておるので税関係もあまりかかっていないということでもありますので、特に都会のほうに住んでおられて、こちらにはもうまったく帰ってこない方であっても、特にそんなに大きな自分の経済的な負担がかかっていないということも非常に問題ではなからうかと思うところでございます。

ぜひとも皆さん方とともに何かいい方策をですね、考え出していかなければ非常に、先ほど申

し上げましたように、大きな戸数が出ておるわけでございまして、これがすべて危険家屋というわけじゃございませんが、空き家は将来そういうことになる可能性がたくさんあるわけでございますので、ぜひともこれからもみんなで知恵を出さなければならないというふうに思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 杉山議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） 町長のお話にもありますようにですね、なかなか個人の私有財産というひとつの大きな壁で前へ、具体的な対応がやりにくいというのが今までの行政の取り組みでした。しかし、私が集めた資料を読んで、町のほうももちろんいろいろ資料を集めて勉強されておると思いますが、まず要約してみますとですね、空き家の所有者にですね、適正な管理を義務づけると。これがまあひとつ一番この個人の所有権の侵害にも何もならんわけでありまして。いわゆる町内に建物を、家を持つちよる分には適正な管理をしなければならんという、ひとつの条例でもってそういうものを義務づけるといようなことはできるんじゃないかと。少なくとも、それ、いろいろと言うことを聞かされたけえ、強制執行をやってどうじゃこうじゃという、その一番前の段階で、初めの段階でですね、現在町内の人口1万9,400人ぐらいですが、合併時の資料等で見ると1万7,000人ぐらいまでは減っていくじゃろうという数字が出ておりますがですね、もう10年もするとすな、ほとんど空き家をですね、管理しない世代がふえてくる。まだ田舎で育った連中は自分の生まれた家が気になるからですね、空き家で危険空き家ちゅうのは、はあその家のことを余り知らんのですね、所有者は。そういうことで早よ言やあ、放任、適切な管理ができていない。今後ますます私はふえてくると思う。そういう意味からも、最低でもこの空き家はですね、危険空き家はもちろんのこと、空き家については所有者が適正な管理をする義務があるということは町の条例等でうたうべきじゃないかと思いますが、町長のお考えをお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 条例等で空き家の適正管理を義務づけるべきではないかということでございますが、先ほど申し上げましたように、努力義務を課すという形になるかと思いますが、努力義務を課して適正な管理をしなければならんというふうな条例が制定されたとして、本当に実効性のあるものかどうかというのも若干疑問があるわけでございまして、そこに先ほど議員さんからも御指摘がありました、罰則をつけるとか、または行政代執行をすとかっていうところまでいくことによって強制力、または実効性が伴うということになるんじゃないかと思いますが、非常に慎重にならざるを得ないということもございまして。本当に実効性のあることになるとすればですね、個々に私有権を犯して行政代執行をし、さらにその経費を所有者に請求するという形になるところまでいくと、ひとつには片方に司法的なものを抱えながらやっていくとい

うふうな形になろうかと思えます。努力義務を課すことでその実効性が上がるということになれば、それはこの条例を制定することについてもやぶさかではないと思えますが、やはり実効性のあるものにしなければ意味がないと思えますので、ぜひともこの条例に、条例だけにこだわるわけじゃなくて、さらにその実効性のある空き家対策または適正管理というものについて研究していきたいと思っております。

これは、今、議員さんがおっしゃられましたように、実際自分が暮らしたこともない家の所有者になっておるとい世代がどんどん出ておるわけでごさいます、実際にはうちの家がここかどうかわからないという世代になってきつつあるだろうと思えますが、そうしたときに、もう少し国の大きな法律の中での制度としても、ぜひともここら辺は考えていただかなければならない状況になっていくのではないかと考えています。これは私たちのような、周防大島町だけではなくて、全国の過疎地域といわれているところにはたくさんあるように、情報はいただいております。これらも含めてやはり制度としてその努力義務だけではなくて、もっと大きな網をかぶせるような形の法的な措置も必要なんではないかというふうに思っています。

当面それがすぐというわけにもいきませんでしょうから、もっとさらに実効性のあるものを考えていきたいと思えます。

議長（荒川 政義君） 杉山議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） 所有者の適正管理を義務づけるお願いをしたわけでありますが、いわゆる条例をつくっても実効性っていいですか、それが役に立たんような条例じゃあ意味がないというような町長さんの今の説明ですが、この私の調査した埼玉県の所沢ですか、その資料あたりを見ますとですね、かなり踏み込んだことになっておりまして、よその市の条例の中身までる説明する必要もないかと思えますが、やはり空き家の数は先ほど4,000幾らという説明でありましたがですね、そのうちに周囲の住民に影響のある危険空き家がどれくらいあるんかというような実態調査をまずすることも必要でありますし、そして、なるほど危険であるということであればですね、空き家を危険でないように、解体すりゃあ危険でないのはわかりきっちゃうんですが、いわゆる空き家対策をちゃんとしてくれという地域の住民3分の2以上、関係者の3分の2以上の要望があれば市は動いていくというような町村もあるようであります。いずれにしても、段階的にはですね、実態の調査をし、そして町のほうからですね、なるほどこれは危険な空き家であるというふうになれば助言・指導・勧告というような順序を踏んでですね、所有者へ通知をしてですね、適正となる管理を求めると。そして必要な措置がどうしても所有者に講じてもらえん場合は、この所沢の条例等で見ればですね、空き家の所有者の名前などを公表するというようなところまで書いてある。これは今はやりの個人情報の問題があるような気もするんですが、いわゆるその条例等を見るとですね、公表するというようなことも書いてあります。

そして最終的には警察関係機関と協議し撤去を依頼するということまで踏み込んでおります。どちらにしましてもですね、大島郡は日本一の高齢化の町でありますし、日本一昔は海外へ出稼ぎに行ったんですが、今は海外でなしに国内に、ほとんどの学校を卒業したものが外で暮らし、町内では若い人が少なくて、人口はどんどん減って空き家がふえる。その空き家の中でも危険空き家がどんどんふえていくという、こういう意味での先進地、まことにええ先進地のものではありませんがですね、そういう町でこそ、やはり空き家の適切な管理を求める条例をつくる必要があるんじゃないかというふうに思います。町長の説明では日本全国がそういう雰囲気になっちゃう。特に山口県はまた人口の減少の一番ひどいほうから2番目ぐらい人口が減る県でありますので、おそらく県下全域で空き家、危険空き家は多いと思いますので、しっかり研究をしていただきましてですね、やはり皆さんの求める生活環境を整えてですね、そして若者が戻っても暮らせるようないい生活環境をつくるような、ひとつ対策の中にこの空き家対策もぜひ入れてもらいたいと、私は思います。

それから、防災という意味からですね、最近5、6年台風が来ませんがですね、台風が来ると密集のところでは危険廃屋の瓦が飛んでですね、そしてトタンが飛ぶ、自然災害の被害は被害にならんのかなと。昔、私の近くで屋根が吹き飛んでですね、10件ばかり被害が出たんですが、下着1枚ずつ配って、つい済みませんでした。それで済まされる。平素その空き家の管理が適切になっていないからそういう被害が出たわけでありまして。そういう災害の面からもひとつぜひこの危険空き家の対策を取り上げてもらって、そして町に条例をつくってもらいたい、というふうにお願ひする次第であります。

まあ、ひとつ町長さん、よろしくお願ひいたします。

議長（荒川 政義君） 答弁はいいですか。（「やってもらえりゃ、なおええ」と呼ぶ者あり）
椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、所沢市の条例のことについてる説明がございましたが、先ほど申し上げましたように、私たちがこの答弁をしたのもこの所沢市の条例が元になっておるわけですが、要するに良好な生活環境の確保や良好な環境の保全を目的として廃屋の撤去勧告・撤去命令・行政の代執行制度を盛り込んだ条例などを制定しておるようなところも所沢市以外にもあると思いますが。また撤去にかかる経費につきまして補助金を交付し、というようなところもあるようでございますが、いずれにしても撤去を促すということなんですが、一つ一つ検証してみますと、非常にですね問題がまだまだたくさんあるように思っております。この例えば所沢市の条例もここに持っておるんですが、所沢市がどのように本当に実効性のある活用がしてあるかということもまた検証させていただきたいと思ひますし、条例ができて、そういう勧告ができて本当に実効性があるのであれば、例えば町にも制定することで実効性があれば、それはぜひと

もやっていきたいと思いますが、まだ片方では、先ほどから何度も申し上げておりますように、どうしてもその所有者の努力を待つ。所有者にお願いをすることが第一になると思いますので、そうしたときに行政代執行という制度は、実はこちらが代執行をしますが、経費は当然その所有者に求めるわけでございますから、空き家がなくなったところはいいいわけですが、その経費をちゃんとその所有者がみてくれなければですね、これが回っていかないということになりますので。この所沢市の条例は非常に厳しいというふうに思っておりますが、これが本当にうまく機能しておるのかどうかということもまた検証させていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、町独自にやるというよりも、やはり地域の皆さん方、自治会の皆さん方と一緒にその所有者に対してですね、お願いをする。先ほど冒頭で申し上げましたように、粘り強い交渉をするということが基本ではなからうかと思っております。議員から御要望のありました所沢市の空き家等の適正管理に関する条例などもあわせて十分検討させていただきたい、研究させていただきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 杉山議員。

議員（２番 杉山 藤雄君） 特に空き家対策はこの安全な生活、安心できる生活上からも大変重要なことでもあります。ぜひ、検討を重ねていい条例を、周防大島町で実行できるいい条例をつくって、ひとつ空き家が１軒でも２軒でも減るように、御指導をお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で、杉山議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、１８番、布村和男議員。

議員（１８番 布村 和男君） それでは、私が通告いたしました３点について質問をさせていただきます。

まず、１点目は、周防大島町水道ビジョンの策定についてであります。平成２０年に厚労省水道課長より速やかに既存施設の耐震診断等を行い、早期に耐震計画を策定した上で計画的に耐震化を進めるよう通知があったことを踏まえ、本町でもこれに沿った耐震化計画が必要ではないかという趣旨の質問を昨年９月議会において行いました。そのときの回答が「平成２２年度中に水道ビジョンをつくる」ということでありました。耐震化に伴う水道ビジョンはできたのか、お尋ねをいたします。

２点目は、旧椋野小学校の利用計画についてですが、現在普通校舎につきましては大島民俗資料館の資料を暫定的に保管しております。この校舎は耐震基準を満たしており、いろいろな活用方法があると思います。椋野地区の災害時の避難場所等地元の方もそれぞれ意見を持っているようであります。ついては、次のとおり今後の計画についてお尋ねをいたします。

民俗資料をいつまで保管しておくのか。また、地元住民の声が反映されていないようですが、施設利用検討委員会のようなものを設置する考えはないのか。次に、今後の利用計画について具体的なものをお考えなのか、お尋ねをいたします。

次に、保育所、小中学校においての防災訓練についてお尋ねをいたします。

3月11日に発生した東日本大震災において多くの小中学生が犠牲となっておりました。その被災地の中でどこよりも胸が痛くなる場所がありました。それは宮城県の石巻市立大川小学校。あの日、校庭に避難した子供たちは先生の誘導により、約200メートル先にある橋のたもとに向かう途中で津波に巻き込まれました。全校児童108人のうち、死者70名、行方不明者4名という将来に多くの希望を持っていた子供たちがその夢を果たすことなく津波の犠牲となりました。合わせて教職員も13人中10人が犠牲になったというふうに報告をされております。石巻市の他の小学校では全員の児童・生徒が無事であったのになぜこの大川小学校だけが惨事であったのか。先日のNHKクローズアップ現代の中で検証がなされておりました。それによりますと、この大川小学校では市の教育委員会に指導されていた津波時の避難場所の指定をしていなかった。また、防災無線で高台への避難を呼びかけたものの避難先を巡って教員らの意見がまとまらず、地震発生から津波到着まで50分近くもあったにもかかわらず非難ができなかったということが判明したという放送がありました。

本町においても、南海・東南海地震が同時に発生した場合、想定を超えた大地震や津波に襲われる可能性が大であります。地震等はいつ発生するかわかりません。保育所、学校においても子供たちが主体的にみずからの命を守れるよう、常日ごろの避難訓練や先生方の意思疎通が重要となってきます。あわせて、避難経路や避難場所の確保など危機管理マニュアルの整備充実が重要となってきます。

そこでお尋ねいたします。町内の保育所、小中学校において、これまでどのような訓練を実施してこられたのか。また、今後防災教育はどう取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 布村議員の周防大島町の水道ビジョンの策定についての御質問をいただきましたので、お答えいたします。

平成22年度におきまして、厚生労働省の「地域水道ビジョンの手引き」に基づき水道事業の現状を分析、評価した上で、目指すべき将来像を具体的に取りまとめた「周防大島町水道ビジョン」を策定いたしました。

耐震につきましては、水道ビジョンの中で、災害対策の充実における水道施設の耐震化を図ることを記載し、基本となる調査資料も作成をいたしております。

今9月議会で議決をいただきました補正予算におきまして、水道ビジョンに記載されておしま

す、重要基幹施設の配水池へ想定した地震震度と広域水道からの時間最大送水量を超えた、配水過流量の併用による自動作動する電動緊急遮断弁を設置することにより、地震時から10日間の応急給水量の2,860トンを確保するというのもこの水道ビジョンに記載された中での取り組みでございます。

水道施設の耐震化の具体的整備計画策定につきましては、耐震化事業の目標達成期間の設定には、技術的なもの、そして実務的な実施の可能性のみならず、事業実施に要する費用と効果、代替案の内容、水道料金への影響、財政計画等を総合的に検討する必要があります。

水道管路は道路・橋梁・海岸護岸施設を占用している関係で、県の地域防災計画の見直しに伴う道路改良、海岸保全事業等の耐震化計画もまだまだ不透明であります。また、町におきましても地域防災計画が見直されていない中で、水道施設の耐震化の具体的整備計画を定めることは早期にはまだ困難であろうというふうに考えております。

今後、町の地域防災計画に位置づけられた拠点医療施設、避難活動・救援活動に大きな影響を与える重要施設の優先度を含めて、必要水量、給水方法を検討し、基幹管路75ミリ以上の送水管・導水管・配水管の更新事業、及び道路橋梁改良事業に伴う水道管布設替等とあわせて耐震化を図っていきたいと考えておるところでございます。

保育所、小中学校における防災訓練でございますが、小中学校につきましては教育長のほうから答弁をいたします。

保育所では、公立及び私立を問わず、毎年4月当初に消防計画及び風水害対策マニュアルに沿って1年間の避難訓練実施計画を立て、毎月1回の頻度で訓練を実施いたしております。

内容につきましては、本町の特性を踏まえ、日頃の保育中における「火災」「地震」「風水害」等を想定しての避難実地訓練を実施しております。また、紙芝居やビデオ視聴等により、児童に災害の恐ろしさ、日頃の訓練の大切さを認識させて、防災意識の高揚を図っておるところでございます。

今後は、今回の東日本大震災により、新たに「地震による津波」を想定した訓練も各園で取り組むこととしておりまして、避難場所、避難の方法、職員の役割分担、連絡体制等の再検討、避難経路、危険箇所の再確認、保護者への周知等、従来の避難訓練では対応できない災害となる可能性があるため、消防署や県の指導も取り入れながらさらに充実した訓練を実施するよう指導してまいりたいと考えております。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 布村議員さんの旧椋野小学校施設の今後の利用計画についての御質問にお答えいたします。

旧椋野小学校校舎の跡地利用ですが、現在、文化交流センターの学芸員等により、大島歴史民

俗資料館に展示されていた資料を中心に、椋野小学校への移転を行っています。その際洗浄や防
腐処理等補修もあわせて実施しております。

民俗資料移転、保管場所に決定した経緯ですが、大島歴史民俗資料館の老朽化がひどく、高温
多湿、雨漏りによる資料の黒カビ、日焼けによる劣化をきたし、文化財保護審議委員会、社会教
育委員会からも貴重な塩田資料などは、資料の補修と適切な保存に早急に取り組むよう御意見を
いただくなど、他の保存場所の確保が急務でありました。さらに専門家からは、資料の補修後、
仮に元の場所に戻して保管しても、間もなくカビが生えるなどの指摘も受けたところであります。
このようなことから、大島歴史民俗資料の膨大な資料の保管場所確保のために、耐震強度と空調
施設のある椋野小学校を、当面の保管場所として決定をいたしました。

また、椋野小学校については、防衛省の補助による建設の関係で、本年3月の閉校までに、具
体的な転用報告が求められておりました。このようなことから、閉校後間もなく、民俗資料の一
時的な保存施設として利用する旨、防衛局に財産処分報告を提出したところであります。

いつまで保管しておくのかという質問ですが、本町には、旧東和町には東和収蔵庫、瀬戸内民
俗資料館、旧久賀町には、八幡生涯学習村、久賀収蔵庫、旧大島町には今移転中の大島歴史民俗
資料館、旧屋代小学校の民具資料館、安下庄には橘歴史民俗資料館があり、それぞれの地域性を
持ちながら並立してきました。それらの整理統合、あるいは、今回、補助金事業での移転等さま
ざまな条件を勘案することで保存期間が決まると考えています。

次に、地元の声を反映していないこと、椋野地区の跡地利用検討委員会開催のないことは、申
しわけない思いであります。久賀・椋野地区の自治会連合会から、その移転に際しての検討中に、
体育館は非常時の避難場所に、運動場は非常時の駐車場に、また校舎は老人学校のような椋野地
区の老人が集って歌ったり、踊ったりする施設や、高齢者の入居を進めて医師の検診も可能な施
設をつくってほしいという要望が出されておりました。運動場と体育館については、地元の要望
にお応えできるものですが、町営による高齢者介護施設の現在以上の増設は難しいこと、またす
ぐ近くに、自治会要望の活動が可能な椋野公民館や、学習等供用施設があることなどから、校舎
を活用した医療を含む老人介護施設の要望については、地元の声に応えることはできませんでした。
その他、椋野小閉校決定期間中も、幾つかの提言もいただき、検討いたしましたが、実現に
は至りませんでした。

今回の措置は当面の保管場所ということですので、本町での民俗資料館のあり方や廃校校舎の
処理、あるいは学校統合等を見通しながら、将来の具体的な利用計画や跡地利用検討委員会の設
置を考えてまいりたいと思います。

続きまして、小中学校においての防災訓練についての御質問にお答えいたします。

本年3月11日に発生しました東日本大震災では数多くの人命が失われ、特に宮城県石巻市の

大川小学校では、全校の児童108名の内74名が死亡・行方不明という大惨事となりました。被災者の皆さんには心から哀悼の意を表したいと思います。

被災の経緯につきましては、現在関係機関等で検証が進んでおりますが、東南海・南海地震の危険性が指摘されております本町におきましては、今後の大きな教訓としなければならないと痛感しております。

さて、御質問のありました防災訓練ですが、小中学校におきましては以前より、火災や地震、不審者への対応を中心に、全校での訓練を毎年3回程度実施してきております。消防や警察関係の方々、スクールガード・リーダーや地域の見守り隊の皆さんにも協力をいただき、より実地に即した訓練を実施し、危険を予知し、回避する能力の育成に努めてまいっております。

東日本大震災の発生を受け、特に地震・津波への対応をより重視した防災訓練の計画が各学校で立てられ、本年度既に12回の地震・津波関連の防災訓練が実施されており、今後年度内に、さらに11回を加えて全小中学校で行われる予定です。この中では、県教委の指導もあり、津波を想定して学校敷地外に第二次避難場所を確保することも、盛り込まれております。児童・生徒は、訓練や校外学習などを利用して、実際に第二次避難場所に赴いて、避難経路等を含めて自分の目や足で確認をしております。

また、緊急の場合にも学校から保護者に連絡が届くように、一斉メール送信システムを保護者の御理解を得て、本年度中に全小中学校で構築する予定にしております。

このように地震・津波などの防災訓練を全学校で実施しているところですが、休日に地震等が発生した場合においても、防災訓練で培った危険を予知、回避する力を生かして、児童・生徒が自他ともに命を守ってくれることを期待しております。

議長（荒川 政義君） 質問の途中ですが、暫時休憩をします。1時から再開をいたします。

午前11時59分休憩

.....

午後0時58分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

18番、布村和男議員。

議員（18番 布村 和男君） ちょうどお昼になりましたので、質問が途切れましたが、1時間経っておりますので、どういう答弁をいただいたか忘れた状態ではありますが、何とか思いだして質問してみたいというふうに思います。水道ビジョンの件につきましては、この通告書を出したあとに、私、部長から町のホームページに載っておりますよということを聞きましたので、ホームページを開いて調べてみました。立派な31ページにわたって水道ビジョンができております。ぜひ一部配っていただいたら、というふうに思っております。

耐震化の件であります。先ほどの答弁で水道施設の耐震化は、具体的には早期には困難であるというようなことをおっしゃってありました。しかしながら、今地域の防災計画をいろいろやっておりますので、その中で耐震化等を考えていきたいというふうに答弁がありました。

それで、この水道ビジョンを私はパソコンで見たわけですが、その中に既存水道施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震計画を策定した上で計画的に耐震化を進めていくというのがあるわけですね。この既存水道施設の耐震診断というものは具体的にですね、今お考えがあるのかどうなのか、お尋ねをいたします。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 町内の耐震化、主に管路のことについてだとは思いますが、国の指針による管路耐震化に関する検討報告書というのがあります。この報告書に基づき耐震化の定義を定めておりますが、施工年度、管の材質、継手の方法等々で調査をしております。その今の町内13簡易水道の75ミリ以上の基幹管路延長については22万5,000キロあります。そのうち耐震管が3万2,000キロで率としては14.56%の耐震管路なんです。国の基準であります40年以上経過した75ミリ以上の町所有の主要本管は今のところございません。また、前回一般質問でありました石綿管についても使用されておられません。また、久賀で昨年見られた石綿管が水道管として使われている管が見つかったということですが、これは使われていない管が撤去されずに残っていたものと思われ。ちなみに県内の簡易水道の事業者で具体的に耐震化計画を定めておる事業者は今のところありません。

また、上水道の事業者で5つの事業所が策定されておりますが、具体的な整備計画を策定している事業所については、3つの事業所が策定してあるということでもあります。先ほど町長が答弁したように、今の40年以上経過した管から優先的に、75ミリ以上の基幹管路から更新事業等他事業との調整を図りながら耐震化を図っていかうと考えております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） 今、耐震化のことはよくそれでわかったわけですが、前回もそういうことで徐々に進めていくということだろうと思うんです。私が聞きたかったのは、既存の水道施設の耐震診断等を行い、その具体的な計画があるのかということで、あるのか、ないのか、それがわかれば結構です。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 一応その指針に基づき耐震化管か耐震管でないかっていうのは今の設計書等で把握しております。

耐震管の診断については行っておりません。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） 先ほどからも大震災のことがいろいろ出ておりますが、地震がいつ起きるかわかりませんし、もし地震が起きればこの水道というのは生活に即密着しておりますので。それかと言って地下にあるものですから、すぐ診断と言ってもわかるわけでもありませんから、ひとつずつ着実にですね、進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、椋野小学校の件についてであります。教育委員会にお聞きするのは大変心苦しいんですが、防衛でつくっておりますのでそういった報告があるということで、当面はそのままいきたいということですが、あそこの塩田、すごい貴重な資料があると思うんですね。しかし、私が思うのはあそこに当面置くんでしょうけれど、塩田の資料というものは大島地区にあってこそ塩田の資料の価値が上がると。椋野にあってはだれも見に来る者はいないということで、いつまで保管しておくのかということの明快な答弁がありませんでしたが、今の民俗資料館等の統合にあわせてやるということがちょっとあったと思いますが、それらの計画はどのように進んでおるのか、お尋ねをいたします。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 何年度に何をするという、そういうふうなきちとした計画が残念ですが立っていないといいますが、ただ腹の中には皆さん方に中学校の統合のときに平成29年を、そういうことをめどに次の統合等を考える時期が来るだろうという、そういうふうなお話はいたしました。そういうふうなことがひとつの社会教育の施設、学校教育の施設を見直す、そういう時期ではないかというふうな、その腹の中ではそういうふうなことを思っております。具体的に表に出た計画というのはまだたっておりません。

それから仰せのように、屋代の小学校が今空いておって、その大島の資料は大島でというふうなことは大変おっしゃるとおりで、教育委員会も一生懸命考えてみましたが、なかなかうまく施設等々の関係でどうしても椋野小学校に当分の間置かざるを得ないという、そういう状況になっております。これは三蒲の小学校も同じような理由で、そういうふうなことで使用を断念したというふうなことでございます。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） あそこの小学校、椋野地区は御存じのように高いビルといいますが、建物がありませんので、震災等で津波等が来るとですね、一番逃げて安全なのはあそこだというふうには思っております。ほかのところは山に登るといことはもちろんでしょうけれど、家が壊れたりして、そこに避難する、そこで生活するということについても、やはり椋野小学校の校舎が一番適切であるというふうに私どもも思っておりますので、そこらも考えてですね、また進めていただきたいというふうに思います。もう一つは施設の利用検討委員会はどうですかと

いう意見で、はっきりした答弁がなかったわけですが、自治会長さんの意見を聞いたということでありますが、やはり今のようなことを、教育委員会がお考えになっていることを、やはり説明会なりですね、何かを開いて多くの方に理解してもらおうということも必要ではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 説明会についてどういう方法が有効であるかというふうなことを、検討を含めて考えてまいりたいと思います。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） 次に3番目の保育所、小中学校での防災訓練ということですが、今の先ほどの答弁の中でいろいろ具体的にお取り組みをいただいておりますし、今後も進んで防災教育をやっていくということですので安心をしておりますが、二、三ちょっと再質問させていただきたいと思います。今まで私がおるときでもそうですが、火災等についての避難訓練というのはよくやっておりましたけれども、地震・津波については今回のそういった災害があって初めてだれもが気がついたというふうなことだろうと思うんですが、そういった学校における危機管理マニュアルというようなものがあるんでしょうか、どうでしょう。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 仰せのように地震・津波という部分は大変弱うございました。それで、マニュアルというふうなことは、今ほとんどの学校でできていると思っています。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） できておるということで安心をいたしました。

これもですね、インターネットで調べてみたんですが、岩手・宮城・福島の3県で小中学校と高校生で536人の児童・生徒が亡くなっておるということです。先ほどでました大川小学校を除いてですね、そのほとんどの子供たちが帰宅途中か、もしくは自宅へ帰ったあとに津波に巻き込まれたということがこのインターネットへ出ておるわけです。今、大島郡でも両親が共働きですね、帰っても当然一人だけでおるというのが多いんだらうと思います。もちろん、学校から出た下校途中にそういった大きな地震が起きた場合の避難の仕方、そういうことが大事になってくるんじゃないかというふうに思っております。

もう一点は先ほどのように、石巻市の小学校の例のように先生の判断ひとつで大惨事になる場合と全員が無事であるという、両極端なんですね。例が出ておるわけです。そうすると、先生の判断というのが大変重要になってくると思うんですね。瞬時にパニックの状態で先生がなかなかその判断というのは難しいかもわかりませんが、非常にこれが大事になってくると。とりわけその管理職の危機管理能力というものが大事になってくるんじゃないかというふうに思っており

ますが、それらについての研修についてはどのようにお考えでしょう。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 研修は大変必要で、そして実際になされているという、今段階です。それで、先ほども答弁いたしました、とにかく、例えば防災センターと校長のといいますか、学校のインターネットがきちんとつながっている。それから学校のインターネットとそれぞれ一人ひとりの保護者とがきちんとつながっている。そして、その学校とそれから地域のというふうな、そういうネットワークをきちんとしておるとというのが今の途中経過、段階です。それで今、布村議員さんの指摘のように、とにかく具体的に対応できるようにこれからも研究を深めていきたいと思っています。

今、子供たちが一人になったときというふうな、そういう部分については何ともこれからの対応というふうなことで、今のところ答弁する材料を持っておりません。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） ありがとうございます。

これもインターネットで調べたんですが、岩手県の釜石市内の小中学校では避難率が100%であったというふうに出ております。これはですね、平成18年の千島列島沖地震の際に避難率が10%未満であったために、釜石市の教育委員会が避難訓練などを徹底して取り組んだ。防災教育の重要性を裏付ける結果となったというのがここに出ておるわけでございます。

最後をお願いであります、これもNHKのテレビで放送してありました。岡山県の瀬戸内市の今城小学校というところで、地域の方と一体となってますね、南海・東南海地震が発生したときに2メートルの津波を4メートルということで想定してですね、実際に訓練をやっておりましたが、あのテレビを見ておると、なかなかやっぱり子供たちというのは言うことを聞きませんね。実際には本番になるとなおパニックしてですね、難しいなというのが、そのテレビの中で私は感じたわけですが、本町においてもですね、避難訓練を含めた防災教育を年間を通して継続的に実施されますようお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で、布村議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の会議は9月30日金曜日、午前9時30分から開きます。

事務局長（村田 雅典君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時15分散会